

第4回大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議議事概要

(開催要領)

- 1 と き 令和4（2022）年10月25日（火）
午後3時30分～午後5時00分
- 2 ところ 大阪府咲洲庁舎38階府民文化部会議室（web会議併用）
- 3 出席委員

オンライン出席

伊藤	聡子
岡田	健一
佐伯	彰洋
曾我部	真裕
若林	三奈

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 題
インターネット上の人権侵害の解消について
- 3 閉 会

(議事録要旨)

(事務局)

前回の会議では、「被害者支援策」を中心にご意見をお伺いした上で、「中間報告」の素案をご確認いただきました。その後、事務局で内容を整理し、再度メールにより確認いただいた上で、中間報告を確定し、先月、9月21日に公表したところでございます。本日の会議は、この「中間報告」で、「今後の検討の進め方(論点)」としました内容に沿いまして、これまでの議論を踏まえ、新たな取組みの方向性と取組み例をお示しし、これについて順次、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思っております。

資料は冒頭、「中間報告」から「今後の検討の進め方(論点)」を抜粋したものを載せ、以降、これに沿いまして、「教育・啓発活動の一層の推進」、「相談事業・被害者支援の充実」、「削除要請や注意喚起等人権侵害事案への対応」、「その他の取組」、「国への提案」の順で項目ごとにまとめております。各項目では、まず、主な委員意見を記載し、「取組方向・取組例」をあげ、「課題等」を点線で囲っております。「取組方向・取組例」につきましては、これまでの議論で明確になっていない項目では、「課題等」とともに、点線で囲っております。

本日の会議では、特に、この点線で囲った部分につきまして、委員の皆様からご意見を頂戴し、これを基に事務局において、最終とりまとめ素案を作成して、次回の会議でご議論をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは資料2ページ、3ページをご覧ください。「(1)教育・啓発活動の一層の推進」として、2項目をあげております。ここでは、これまでのご意見を踏まえまして、企業等の団体と連携して、幅広い年代に対して啓発の取組みを行っていくことを「取組方向・取組例」としまして、それ以外の新たな啓発の仕組みとして、ターゲティング広告を活用してはどうかといったことを記載しております。これまで、様々なご意見をいただいているところでございますが、記載の「取組例」や「課題等」につき、ご意見を頂戴したいと思います。

(若林委員)

意見というよりは質問なのですが、ご提案のターゲティング広告とは、実際にどのような場面で、どういう形で活用されようとしているのかお伺いします。例えば、自殺しようと考えている方が、「死にたい」といったキーワードをWebサイトで検索した場合に、それを防止することを目的としたターゲティング広告が出るということであればわかるのですが、一定効果があるかとは思いますが。誹謗中傷に対しては、どのような場面でどういう形のターゲティング広告を想定されているのかよく理解できておりません。この点についてのご提案の趣旨をお伺いできればと思います。

(事務局)

まず、今回提案させていただきましたターゲティング広告は、後ほど出てきますけれども、加害行為者に対して、何かアプローチすることができないかというような趣旨で、これを入れさせていただいています。後ほど説明するのですけれども、これまでの議論でいきますと、誹謗中傷をする人に対して、行政がどこまで介入できるのかという議論がございましたので、まずこういった仕組みというのがとれないかということをご提案させていただいています。

ターゲティング広告ですけれども、検索ワードっていうのは、例えば「死ね」という言葉を入れて、それに対して何かが出てくるとかいうのもあるのですけれども、この例に書いていますとおり「パパ活・ママ活」というのがわかりやすいキーワードであると思うのですが、今そのキーワードについて何がいいのかっていうのはちょっとまだここでお示しすることはできないのですけれども、例えば差別であれば、賤称語であるとかそういったものを入れた場合に、このような形でターゲティング広告が出てくるということを考えて、ご提案させていただいております。

(若林委員)

差別あるいは誹謗中傷するために特定の用語を検索することに対してターゲティング広告を出すということでしょうか。ちょっと理解しかねますが。

(伊藤委員)

私もちょっとそこが、なかなか難しいなと思ったのですね。例えば「死ね」と「パパ活」とかっていうわかりやすい言葉で誹謗中傷するものはすぐ拾えると思うのですけれども、結構じわじわと色々な言葉を重ねながらその人を追い詰めていくっていうのが誹謗中傷の特徴でもあると思うので、それをワードで拾って、これは誹謗中傷ですみたいなものを出すことが果たして可能なのかどうなのかっていうところが、技術的に難しいかなとちょっと思ったのです、出せば一番いいのですけれども。いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。検索ワードにつきましては、これからのこの会議で一度やってみればということになれば考えていきたいと思えます。差別として外国人に対して賤称語を使ったり、例えば同和問題等である侮辱的な言葉を入れたり、そういった言葉において何かこちらからこういった言葉っていうのはどうなのですかっていうのを、広告ですので言葉自体に対して、それは駄目ですよというのはできないと思うのですけれども、そういった言葉に対して何か一定のアプローチができないかなということ。言葉はこれから考えないといけないと思うのですけれども。また、そういう言葉に対して何か良いご意見があれば教えていただきたい。

(佐伯委員)

ターゲティング広告は、他では東京都でやっているのですよね。

(事務局)

ここの例にも入れていきますとおり、大阪府でも青少年のインターネット上での性被害の防止とか、あと東京都ではパパ活とか闇バイトを対象にやっておられます。

(佐伯委員)

それは業者と、こういう言葉が出てくると広告を出すということを、そういう契約をして出しているということですね。

(事務局)

はい。そうです。

(佐伯委員)

事業者の方でも出すことができるのだけれども、行政が出していることに意味があるとそういう理解でしょうか。

(事務局)

そうです。大阪府が、そういった言葉に対して何らかの広告、アプローチをしていくというところに我々としては、加害者に対するアプローチの一つとして意味があるかなというふうに考えます。

(若林委員)

例えば、SNSの事業者等に対して、特定の誹謗中傷に関する典型的なワードが投稿されようとしたときに、その言葉は投稿しても大丈夫ですか？というような形でそれを一度思いとどまらせるようなメッセージが出るようなシステムを設けるといったことを働きかけるというのであればわかるのですけれども。ターゲット広告によって現実に誹謗中傷を思いとどまらせることができるのか疑問です。

(曾我部委員)

意見としては、若林委員その他の委員と同じ意見です。

むしろ被害者が救済策を検索するときに広告を出したらいいのかなと思いました。

(岡田委員)

ターゲティング広告自体もちょっとどういう打ち方をするのかってところによると思うのですが、いわゆる検索はリスティング広告のように検索ワードに基づいて、ターゲティング広告、リスティング広告を出すというのも一つでしょうし、ある

いは行動分析、そういった誹謗中傷文言なんかが割とあふれているようなサイトなんかを閲覧しているような方に対して、どこまでそういう事業者との間でその広告に関するターゲティングができるのかどうかっていう問題があると思うのですが、そういうサイトなんかを頻繁に閲覧しているとか、あるいはそういったSNSなんかでそういった誹謗中傷文言がたくさん表示されるようなところをフォローしているというような人に対して、そういうことはよくないのだよということを、動機づけるといふ意味でのターゲティング広告ができるのであれば意味はあるかなと思います。

ただ、それを大阪府がやるのかという問題もあって、府の予算でそのターゲット広告を打つということ、これって全国的な問題でもありますし、後の方である、国への働きかけとかいう部分とかですね、先ほど他の委員からもありましたようなSNS事業者との間でそういった個別の誹謗中傷とかに対する対応のところ、そういった投稿に対する一種の抑制的なその投稿で大丈夫ですか、というような注意喚起とかっていうのが、制度上設けられるのかどうかとかですね、そういった議論というのは、府の方から主導的にやっていくってこともできるのではないかなと思いました。広告が適切なかどうか、ちょっと私にはわからないのですが、一つの意見として聞いていただければと思います。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして4ページから6ページですが、「(2) 相談事業・被害者支援の充実」として、3項目をあげております。ここでは、ワンストップの窓口が必要だといったご意見を踏まえまして、関係機関との連携のもとで総合的な相談窓口を設置するとともに、専門知識を有する相談員を配置することを「取組方向・取組例」とし、個人では解決困難な事案に対し、弁護士や臨床心理士等の無料相談を充実させることや、府のウェブページを充実させることについて記載しております。「課題等」としまして、相談窓口の看板をどこまで広げるのかといったことや、加害行為者からの相談に対して考慮しておくべきこと、また、加害行為者に弁護士相談を無償で提供することの是非といったことを挙げておりまして、こうした「課題等」につきましてご意見をいただきたいと思っております。

(岡田委員)

相談窓口のあり方については、一応、今回の案の中で原則として誹謗中傷や差別をすることはどうだということなのですが、何が誹謗中傷なのか、何が差別なのかというところっていうのは正直なところかというと、これは、ばくっと誹謗中傷では、これは、ばくっと差別だというふうにわかりやすいものもあれば、そうではない、あるいはいわゆるいじめのような、ヘイトクライムのようなものとかですね。いろいろ自分がこれは差別だとかこれは誹謗中傷だというふうに理解しておられる被害者の方が多いとは限らないと思うのです。なので、基本的にはインターネット上の悩み事とかというところで、大きく窓口は広げたらいいのではないかなと。その但し書きで書

いてあるように、広く窓口を受けてその上で適切どころ、適切な対応窓口があるのであればそちらの方に振るといようなことっていうのを、運営の基礎としたらいいのではないかなと思っています。

(事務局)

ありがとうございます。その他の加害行為者への対応でありますとか、弁護士や専門家等の無料相談とか、その他の課題等でも結構ですのでお願いできますか。

(若林委員)

加害行為者に対しても相談員であるとか司法手続きに関する助言等を行うという点については賛成です。既にある様々なシステムに対して繋げるということは積極的にやっていただければいいと思います。ただ、誹謗中傷に関する加害行為者に対してのみ、一定の費用をかけて、こういった援助を提供するというのはどういう趣旨か、どのような根拠から説得的に説明できるのかという点について、もう少しご説明いただければと思います。

(事務局)

委員おっしゃっていただいたのは弁護士相談のところの課題の二つ目のところでしょうか。

(若林委員)

そうですね、加害行為者について特にという、どういう趣旨からこれが出てきたのかということです。

(事務局)

加害行為者に対する相談の充実というのが今回の条例にも書かれておりまして、何かしらやっていくべきというふうに思っているのですけれども。通常の相談に合わせまして、弁護士等の専門家による相談を充実させていくというときに、加害行為者につきましては、例えばご自身がその加害行為によっていくらかの損害賠償請求を受けるとか、あとは加害行為によって刑事罰を受ける恐れがあるケースについて、自らの加害行為をやったという結果としてそういうことになった場合に、無償で弁護士相談を受けていただくというのが適当なのかどうなのかというところがございまして、その部分についてご意見をいただけたらということです。

(若林委員)

ありがとうございます。現在でも一定、無償で、そういった弁護を受けられるといった制度はあるかと思えますし、もちろん加害者行為者への相談対応として、必要な事項としてそういった現在あるシステムについての情報提供なり助言なりというのは

行っていただければいいと思います。具体的にどこまでのことを想定されておられるのかよくわかりませんが、ここでの問題は、例えば、認知症患者の方が加害者として事故を起こされて家族のどなたも責任を引き受けられないといった場面で、被害者の救済が置き去りにされているといったような特別な状況にでもあるのであれば、何か行政として被害者救済も念頭において加害者側の支援を考えるとといったような場面でもないと思います。これまでの議論では、被害者に対してであっても、何か特別な手当ができるかどうかという点については、難しい点が指摘され、できるかぎり、既存の枠組みを工夫、活用していくといった方向での議論であったかと思います。そのような中であえて加害者への対応として、特に資金援助を含めた特別な対応をされるということについては、より一層、何か説明が必要かと思いましたが、この点について特に積極的な根拠があるのか、お伺いした次第です。

(曾我部委員)

加害者への相談支援に関してですが、例えば軽い気持ちで書き込んでしまったけれども、急に後悔して削除したいのですがとか、心配になったとか、そういう加害者本人が反省して何か相談したいというのは少なくとも場合によっては存在すると思うので、加害者から相談を受け付けるのはいいかなとは思いますが、ただ、一般的な窓口相談を超えて、弁護士の無料相談まで行くかは賛否が分かれるところではあると思うので、とりあえず一般的な窓口において加害者からの相談も受け付けるということにしておいて、様子を見てニーズが高そうであったり若林委員がおっしゃった積極的な根拠が出てくるようであればまた考えてもいいのではないかなと思います。

(伊藤委員)

私も若林委員の感じる疑問は非常によくわかるなという感じがします。一般的にもしかしたら裁判とかそういうものになるとなるときに、法テラスみたいなところで誰もが相談できるようなところが今もあると思うのですがけれども、加害者に対して被害者がいて、非常にその人が苦しんでいるという状況がある中で、何とか解決したいと思ったり何らかの慰謝料を払ってほしいとかそういうふうに思っている人に対して、加害者に何かその法的な抜け穴を大阪府が与えてしまうみたいな、しかも無償で、というふうに見えてしまうと、ちょっと市民としても何で？と感じてしまうのかなという気がします。一般的な法的な相談はネットの加害者被害者に関わらずやっていただいていると思うのですね。ただ被害者に関しては、この問題って本当に法的に何とかなるのだろうかとか、漠然とわからないことが多い人の方が多いのではないかなというふうに思うので、被害者に関しては、誹謗中傷を受けた側ですね、に対してはどういう方法があるのかっていうところに関してはなるべく手厚く、専門的な助言をするような窓口がやっぱり必要なのかなという気がします。

(岡田委員)

典型的な誹謗中傷例であれば、加害者に対する法律相談の無償援助というのは、どうなのかなと思う部分はあるのですが、よくあるのはいわゆる意見の対立の投稿等の中で、自分がした投稿というのが相手の方からそれは権利侵害だと言われているというような微妙なケースも実は割と紛争ではよくあると思います。例えばそれは正当な批判だと思って言ったけれども、これは要するに名誉毀損だから訴えるぞというような、逆に言うとそのスラップに巻き込まれているような投稿者もいるかと思っています。これが大阪府の今回のこのテーマの中でそういったケースって合うのかどうかはわかりませんが、情報発信における加害者というのかわかりませんが、投稿した側からこれが名誉毀損だというふうに言われているけれども、これは本当に名誉毀損なのかというような相談を受けることはありますし、必ずしもそれがすべて名誉毀損だというふうに評価できるものではないケースもあるかなと。特に大きな経済基盤を持っている人に対する批判に対してすぐに訴訟で訴えられて、自分の表現行為が封じられてしまう、あるいは投稿した方が逆に袋だたきに遭うというようなケースもあるので、必ずしも加害者という表現が正しいのかどうかはわかりませんが、そういうところに対する相談という窓口を開くということについては否定しなくてもいいのかなと思っています。

ただ、その新たに経済的支援を含めて、府としてそこを整備するのかというところはちょっと異論が出るでしょうし、まずは通常の被害者と同じような広い相談窓口の中でそういう相談をうけると、場合によっては法テラスだとか、弁護士会とかの法律相談等を紹介するとかって形でもいいのではないかなと思います。

(事務局)

ありがとうございます。それでは、次の項目に移らせていただきたいと思います。7ページからですが、「(3) 削除要請や注意喚起等人権侵害事案への対応」として4項目をあげております。これらにつきましては、「取組方向・取組例」もあわせて点線で囲っておりますが、こちらについては項目ごとにご意見をお伺いします。

まず、「ア. プロバイダ・法務局への削除要請の拡充」の部分でございます。委員からいただいたご意見では、特定の個人に対する人権侵害については個人の問題で行政が関わることは難しく、不特定多数に対する人権侵害は行政が関わっていく余地があるとされておりましたが、大阪府ではこれまでから、特定の個人、不特定多数に関わりなく、差別事案については施策を講じておりました、差別事案に限定して、府においてプロバイダ、法務局への削除要請を拡大してはどうかと考えております。このように考えることの是非とともに、削除要請の件数や削除状況を、削除要請先のプラットフォーム事業者別に公表することなどの「課題等」につきまして、ご意見をいただきたいと思います。

(曾我部委員)

府が代わって削除要請するという点について、府が削除基準を満たしているかどうかを判断した上で要請するということになるのでしょうか。それとも被害者が言うので、府として独自判断をせずに要請するというのでしょうか。

(事務局)

今考えておりますのは、ここの括弧書きで書かせていただいておりますとおり、今現在はいわゆる同和地区の摘示とか、賤称語や蔑称を用いたものに削除要請をしているのですが、我々の中で一定判断基準を作成してやってきて、判断基準を広げて、ないし、また後ろの方でも出てきますけれども、例えば第三者機関に判断基準を策定していただいて、その判断基準に基づいてやっていく、またそれは、相談者からの希望によってやっていけたらどうかということです。

(曾我部委員)

もちろん希望はそうなのですが、希望をどれぐらい府が主体的に当該投稿の状況について判断されるのかなというところですか。一定判断されることもあり得るということでしょうか。

(事務局)

そうですね、大阪府で事前に作った判断基準に基づいて判断することもあり得るということです。

(曾我部委員)

そうすると違法だという判断になるのでしょうか、判断基準は。

(事務局)

人権侵害の恐れがある、差別の可能性が極めて高いというような判断基準です。

(曾我部委員)

そこは例えば法務局は違法だと言った場合に削除要請をしていますし、インターネットホットラインセンターとかでも基本的には違法だっているところ、違法情報と有害情報で区別していて、人権侵害情報に関しては削除要請という形でもうちょっと対応を促すという、一段弱い形で要請をしていくということなので、やっぱり既存のスキームの中でどういう位置づけになるのかというところを整理する必要があるように思いました。あと削除実績の事業者別の公表というのは、これは間接的に削除を促すという趣旨なのかもしれませんが、目的をきっちり整理した上で、やるのであればやってもいいのかなと思いますけれど、なんとなく公表するってのはいろんな批判されるリスクはあると思いますので、あるいは場合によっては名誉棄損ということにも

なるので、その辺は注意が必要かなと思いました。

(佐伯委員)

3番目の丸のところ、被害者に寄り添いながらという言葉があるのですが、これまでの本会議でも出ていましたけど、やっぱり寄り添うことはすごく大事なことで、1回だけ相談を受けてそれで終わりということじゃなくて、それから一体どうなったのか削除要請の結果を受けてその結果どうなったかって、それで今大丈夫かっていうことを、ずっとサポートしていく、そしてそれが一体どういう結果になって、どういう事例だったのかっていうそういう事例を蓄積していくことがすごく大事なのかなと思います。

(岡田委員)

いわゆる同和地区の摘示とかに関して言うと割と判断はしやすいかなと思う部分はあるのですが、他もいわゆる差別的な書き込みかどうかというところの判断っていうのが、容易なのかどうか、府において、プロバイダとか法務局、法務局の方は間接的な話かもしれないですけど、削除要請を行うについて、府でこれは行うべき事案かどうかというのを判断できるかどうかっていうところは、今後結構検討が要るのじゃないかなというふうに思います。個人に対する部分については、相談窓口で手厚くとは思いますが、基本的にプロバイダへの削除要請自体はご本人さんがしなければならぬので、なかなか代理とかは府とかはできないですからどこまでできるのかっていうところっていうのも、どういうふうにアプローチ、その被害者本人の方との相談っていうのを密にやるのかとかっていうのは、弁護士法との兼ね合いもあって検討が必要なんじゃないかなと思います。

3点目の、曾我部委員もおっしゃってましたが、削除要請の件数とか削除状況に関する公表というのは、私は慎重であるべきじゃないかなと思っていて、基本的には表現の自由との関係で積極的に削除するのは良しとしないという事業者も結構多いので、割と公表することによって、逆に言うと、ここは表現の自由をきちんと適切にしていけない、削除しまくるところだというふうなレッテルを貼られるというようなことを嫌う事業者も出てくると。だからそれは被害者側から見ると、きちんと削除してくれっていうので削除してくれている良いところだけれども、逆に言うと、行政である大阪府とかから、消せと言われたら、公権力に屈するところだというふうな評価をされるのを嫌がるというようなところもあると。そういうレッテル貼りっていうのはすごく嫌われるところもあるので、そこはちょっと注意が要るかなというふうに私は思います。

(伊藤委員)

今差別っていうのをどういうふうに判断するかっていうところで難しいというのはあるかなとは思いますが、ただ一方で、これは多分被害を受けた、差別されたとい

うふうに思った方が告発するような形で府に相談して、府がそれを差別だと認めた場合には削除要請をするということだと思います。やっぱり差別を受けたという被害者側の気持ち、そして非常に傷ついているという現実があるならば、やはりそっちを優先すべきなのかなと。これが例えば、加害者が法的に何かを問われるとかそういうことであれば、その差別の内容っていうのはすごく慎重に検討しなくちゃいけないですけど、この場合は被害者がもう本当に差別を受けたと傷ついているならば、まずそこに寄り添って、削除要請っていう形がいいのかなと私個人は思っているところです。

(事務局)

ありがとうございます。それでは8ページをご覧いただきたいと思います。「イ. 加害行為者に対する注意喚起」としてまとめております。これまでのご意見を踏まえまして、「取組方向・取組例・課題等」としまして、記載のとおり、3点あげておりますけれども、先ほどの削除要請同様、差別事案に限定し、府や被害者が削除要請を行っても削除されず、相手方が特定できる場合、当該行為者へ注意喚起を行うことについて、また注意喚起をするとした場合、加害行為者の特定のため、被害者が開示を受けた加害行為者の情報を府が利用することに問題はないのかといったことなどについて、ご意見をいただければと思います。

(佐伯委員)

これ最初のところ、削除要請しても削除されなかったと。相手方が誰かって分かるから、被害者から頼まれて、それで府が加害行為者に注意喚起を行うということは、ちょっと躊躇しますよね。なんか根拠規定とか、これは削除要請して、削除されなくて加害者が誰かってわかって、それに対してもう1回注意喚起をするということまでしてもいいのかっていうことなのですけど。そこは注意喚起だから可能であるという、そういうふうに事務局としては考えているということになりますか。

(事務局)

まず、第1回目の会議のとき、例えば勧告とか説示とかはできないかという議論が最初にございまして、我々として何かできないかっていうのをいろいろ検討しておったのですけれども、例えば他府県とかでは差別事象、これはインターネットに限ってではないのですけれども、差別事象があったときに勧告をするというような例もございます。またそういったことが我々でもこのインターネットに関してできないかということでご意見を伺えたらなということでございます。

(若林委員)

佐伯委員とほぼ同じ趣旨なのですからけれども、条例のところ特にその勧告とか注意喚起といったことが行為者への対応としては入っていないのですけれども、これを前提として新たなそういう制度を作られるという趣旨なのでしょうか。行為者への対応

として必要な事項というのとは違うと思いますので、被害者の相談支援ということとも異なると思うのですけれども、その一環としてそういうこともできるということなのか、どういう根拠に基づいてあるいは新たに制度を作ろうとされているのか、質問させていただきます。

(事務局)

委員の先生方のご意見をいただいて、仮にそういった加害行為者に対して注意喚起するということが一つの方法になれば、我々の方もそれで検討し、条例の根拠が必要な行為ということであれば、条例を制定したり、今の条例を改正したりという手段もあるかなというふうに考えています。

(若林委員)

佐伯委員がおっしゃったように、情報提供を受けて削除要請を、個人の方からしていただいたけれども削除されなかった、というような場合ということ念頭に置かれているということでしょうか。

(事務局)

はい。今、私ども、ご提案させて頂いているのはそうなのですけれども、前提条件が必ずしもこれでないといけないというふうに考えているわけではないのですけれども、例えばこういったものはどうでしょうかというようなことです。

(若林委員)

それは例えば、削除は行われたけれども、それを踏まえて、こういった行為を二度としてはいけませんよ、といったことも含めてご検討されているということですか。

(事務局)

そうです、何らかの注意喚起ですね。

(岡田委員)

なかなか難しいのですが、注意喚起というところが、個別事象に入ってしまったその特定の被害者の希望で、府が加害行為者に削除を促すっていうのは、なんとなく、私が弁護士だからかもしれないですが、弁護士法との兼ね合いで大丈夫かなという問題はちょっと気にはなっています。啓発という、一般的にこういう言動っていうのは第三者の権利を侵害するものじゃありませんかというようなそういう注意喚起とかであればいいんですが、削除を促すというところまでいけるのかなという問題がちょっとあります。

最後のいわゆる発信者情報開示を受けてというところがあるのですが、弁護士として思うのは、発信者情報開示を受けているようなケースで、削除要請っていうのは

だいたい削除請求も裁判所はしているでしょうからそれで削除されずにとというのは、あんまり想定できなくて、逆に裁判所の判断で削除されなかったものについては、府として削除を促すというのは無理じゃないかなというふうにちょっと思いました。発信者情報開示に関して補足しておきますと、プロバイダ責任制限法の第7条というものがありまして、発信者情報の開示を受けた者はその当該発信者情報をみだりに用いて不当に当該発信者情報に関わる発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならないという規定が一応ありまして、発信者情報開示を受けた情報というのをみだりに使うとあかんよということがありますが、いわゆるその削除を求めるとか、そういうところに行政機関の協力を仰ぐとかという目的であれば、乱用性はないのかなということで、正確にそういう裁判例があるわけじゃないですが、不法行為性が生まれるってことは、発信者情報開示を受けた情報を提供しても正しい方向になるというふうなことはないかもしれないのですが、さっき言った点ですね、府の方が注意喚起をするというときに発信者情報開示がなされているケースだと、多分削除請求も同時に行っていて、裁判所の判断というのがされているであろうと思われるので、それで削除がされなかったケースっていうのは、権利侵害が認められなかったということになるか、あるいは別の要素なのかわからないですがちょっとあまり想定しがたいかなと思っています。

(佐伯委員)

岡田委員がおっしゃったこととも関連してくるのですが、やっぱり、当該被害者の希望によりってところがやっぱり気になっていて、注意喚起するなら、府とかが削除要請すると違法あるいは有害情報と判断しているわけなので、それでも従わないってことで、加害者が特定されているかどうかということが問題になるのですが、その場合に府の判断ですということのはありうるかなと思いますが、希望によりってところがやっぱり引っかかるかなって思います。

(伊藤委員)

私は本当に一般の一市民としてちょっと申し上げたいですけども、元々の大阪府の条例っていうのは、昨今のこのインターネットの誹謗中傷がエスカレートして実際に本当に命を絶ってしまったり、追い詰められている人がいるということに対して一步踏み込もうという一つの府としての姿勢なのかなというふうに受け止めているんですけども。そう考えると、やっぱり注意喚起は行っていただきたいなと思うのです。法的にもいろいろ問題はあるのかなとは思いますが、ただ実際に被害を受けている人が非常に傷ついて追い詰められていて、府に相談が寄せられていますよと、そういう事実だけでも府は把握していて、実はこういうあなたの投稿に対してこういう相談が来ていますよ、だけでもかなり効果としてはあるのではないかなと。その人自身がそれで削除してくれるとかっていうことであれば一番いいんですけども、大阪府という自治体が、そのあなたがやっている行為を把握していますよと

いうのはかなりプレッシャーになるのではないかなというふうに思うので、私としては府の名前を出して注意喚起をしていただくというのは非常に効果があるかなというふうに思っています。削除がなかなかちょっと難しいという話を聞いて、確かにみだりに情報を用いてはならないということになるのかなとも思うのですが、まず本当に追い詰められている人をどうやって救うのかっていうことを先に考えたという気がいたしております。

(曾我部委員)

注意喚起についていろんな考え方があるなというふうに今お話伺って思いまして。削除要請と結びつけるということであると、いろんな問題もあるかなと思うのですが、他方で例えば人権擁護機関とかがやっている斡旋、調停みたいなそういうもののイメージとしてとらえるのが一つ選択肢としてあるのかなというふうに思います。ただなかなか、実社会でのトラブルと違って相手が見えないというところもあってそういう斡旋とか調停とかいうのがうまくいくのかっていうところもありますし、あと何よりもそれに関してはスキルが必要で、不用意に府が介入することによってかえってむしろ悪化するということもありうるわけですので、かなり高度なスキルが必要だということですね。ですので、そういうことも踏まえて、考えないといけないかなと思います。もうちょっとしっかり、実情がわからないまま詰めるっていうのは難しいところなので、どちらが先かっていうのが難しいところではありますが、ちょっとやっぱり慎重に考えないといけないのかなというふうに思いました。

(事務局)

ありがとうございます。次の項目に移らせていただければと思います。9ページ「ウ. 社会的影響が大きい事案への対応」です。人を死に追いやるような悪質な執拗な書込みなど社会的に大きく取り上げられる事案についてでありますけれども、こうした誹謗中傷事案、差別事案について、どのような対応を行うことができるかにつきましてご意見をいただければと思います。

(曾我部委員)

以前も私この場で申し上げたところですが、やっぱりこういう場合にはですね発信力もある知事なりが、メッセージを発する、これはコロナの感染者差別のときにもされたことでしょうし、あと特定の刑事事件が起きたときに、誹謗中傷が殺到するといった場合に知事なりが発信されることは一定の効果があるのではないかなと思いますので、そういう発信力のある方がやっていただくというようなことがいいと思います。

(佐伯委員)

曾我部委員のご意見とほぼ同じなのですが、個人の問題であっても、炎上になる

と、それがもう個人の問題でなくなって公共の問題になっていくと、そうなった場合には、やはり行政としてそこに介入していく余地があるというふうに考えられますので、やはりその知事とかがメッセージを発していくということは、重要なことだと思っています。

(岡田委員)

特に異議、異論はないです。

こういう炎上事件とかの場合ってというのは、基本的にはその行為者の行為自体が非難されている場合はちょっと話が違うのかもしれませんが、割と勘違いによって発生しているのだとか、誤解によって生じているとかっていう場合も結構ありますし、その場合に逐一その被害者の方が自ら全てご説明してってというのはなかなかできない場合があるので、そういう誤解が生じているとかっていう場合とかにですね、発信力のある方がそういったいわゆる人権侵害に該当する行為が実際に行われている可能性があるとかですね、あるいは情報を正確に入手していないものに関しては、むやみにしないようにとかですね、いろいろそれをカバーできるようなことがあったらいいのかなと思いますし、その日常的な啓発というところに関しても、そういう発信を府の方が続けていくってことが大事かなと思っています。特に炎上が発生している場面に限らずに、いろいろ日常的にそういう発信ってというのは続けていくことは大事かなと思っています。

(事務局)

ありがとうございます。それでは続きまして10ページをお願いいたします。「エ. 第三者機関の必要性」でございます。これまでのご意見を踏まえまして、「取組方向・取組例・課題等」としまして2点あげさせていただいております。第三者機関の設置につきましましては、注意喚起等を行う際には諮問が必要との意見がある一方で、迅速な対応が難しいといったご意見もいただいております。判断基準の策定の際や、府の取組、重大事案の検証のために設置することはどうかなど、改めてご意見をいただければと思います。

(佐伯委員)

この第三者機関の話なのですけれども、やはり警告とか勧告を行うときに第三者機関が判断するということになると、迅速性というのが失われるということになって、あまり実効的な対策にはならないかと思うのですけれども、条例ができて、予算措置も講じられると、そしてこういう相談窓口も開こうというようなことになって、例えば1年間、こういう対策をした結果、一体どういうことになっているのかということの検証というのは、これは必ず必要かなと思います。ですので、そういうための第三者機関を作った方がいいかなと思いますし、また条例も、理念条例みたいなことになっているのですけれども、さらに条例の改正なんかができないかどうか、例えば第三

者機関で検討するとか、あるいは炎上したような事案について第三者機関から何らかの対応を府の方に意見を言うという、そういう役割を果たせる機関が必要で、条例上で、第三者機関を位置づけた方が私は良いかなと思っています。

(若林委員)

大阪府でどこまでのことを行うのか次第ですが、確かに第三者機関が必要になる場合もあるかとは思いますが、しかし、特にインターネット上の誹謗中傷等については迅速な対応が求められており、その点を重視していくのであれば、第三者機関を必要とせず可能な範囲内で対応していくことも考えられて良いと思います。差別的な発言であるとか誹謗中傷とかそういったものについて申し出がある限りで対応し、迅速に法務局等の人権擁護機関にそういった有害違法情報の提供を行ったり、場合によってはプロバイダに対して、プロバイダの自主規制による削除に該当する情報について情報提供を行っていくというようなことであれば、警告、勧告とは異なり、第三者機関を介さずとも対応が可能かと思えます。その方が迅速性もあって結局は効果的な対応になるような気もいたします。

(伊藤委員)

私も本当に迅速性が重要だと思うので、何度も言うようですけども、実際に差別を受けて傷ついた人がいるということで、それでも困っていて大阪府に対して相談が寄せられていますという、そういう事実があるので気を付けてくださいという警告であれば、そこまで第三者で審議をするということを持たなくてもいいのではないかなと、その事実関係だけなので、そういう気がしております。

(曾我部委員)

一般的にあなたの発言は差別に当たる恐れがありますとか、それぐらいのことであれば、注意喚起ということを出してもいいのかなとは思いますが、その限りでは、別に第三者機関がなくてもいいのかなと思います。

(岡田委員)

注意喚起ですとかそういった削除要請とか、削除要請が適切かはわからないのですが、それを行うにあたってのやはり迅速性の観点から言うと、個別案件ごとに第三者機関で審議してというのはちょっと現実的には難しいというか、それをやっているとあまり意味がないかなという気がします。一方で佐伯委員もおっしゃっていましたがこの条例に基づく施策、今こういうふうに議論していますが、これから実際に相談窓口を広げてみた中で、どんな相談が寄せられるのかとかですね、それに対応する新たな施策、枠組みとかが作れるのではないかとかという部分を検証あるいは検討していくというのは、この条例施行後の1年という期間だけではなくて、今後実際に窓口を作って運用する中で寄せられた行為等を基に検討していくというのは、必要かと

思いますので、そういう意味での第三者機関っていうのはあってもいいのではないかとと思います。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、次の項目に移らせていただきます。11 ページ「(4) その他の取組」として3項目あげております。ご意見をいただいております「ア. 被害者間の情報共有の場の設置」、「イ. 犯罪被害者等支援施策との連携」「ウ. 司法手続きへの補助等」についてでございます。これらの、「取組方向・取組例・課題等」でありますけれども、まず、「ア. 被害者間の情報共有の場の設置」につきましても、被害者間の情報は、一般化が難しいことも踏まえ、相談事例の分析や課題等を整理して、今後の検討課題とし、当面、教育・啓発事業として、被害者による体験談等の講演等の取組みを行うこととしております。「イ. 犯罪被害者支援施策との連携」につきましても、現在の犯罪被害者支援施策の対象が身体に傷害を負う重大な犯罪被害に遭われた方等となっているところ、被害者が二次被害としてネット上で誹謗中傷を受けるといったことも考えられますことから、相談事例の分析や課題を整理し、本制度との連携を今後の検討課題とすることはどうかとしておりまして、「ウ. 司法手続きへの補助等」につきましても、法テラスにおいても施策を講じており、府として訴訟費用を補助することが適当なのか、相談事例の分析や課題を整理し、今後の検討課題とすることはどうかとして、いずれも、今後の検討課題とすることでどうかとさせていただいておりますけれども、何かご意見があればお伺いしたいと思います。

(曾我部委員)

基本的には今後の課題っていうことでいいのかなと。まずアの情報共有の場の設置の論点については、こういう場を設定するということはなかなか難しいので、今後の課題にするにしてもやはり難しいという可能性が高いのかなと思います。ただ他方で今後の取り組みで書いてあるようにその被害体験とか被害の実態を可能な範囲で調べて啓発に生かすということは、これは今後の課題ではなくて、現状現時点からでも積極的にやっていったらいいなと思いますので、共有の場の設定というのと、被害の実態の調査、あるいはそれに基づく啓発っていうのは一応切り離して、対応されたいのではないかとというふうに思います。

次に、イの犯罪被害者等支援施策との連携については、犯罪被害者支援条例においても、各地の支援条例においても、いわゆる二次被害対策っていうのが入っておりますのでその限りでは重なるわけですね。ですからこちらの取り組みを向こうで生かしていただければ向こうの取り組みはこちらお借りするのかわかりませんが、いずれにしても、協力してですね、促進をしていかないといけないということかなと思います。

私、犯罪被害者支援策との連携について二つのことを申し上げておりますのでちよ

っと混乱を招くかもしれませんが、例えば誹謗中傷自体が、名誉棄損罪あるいは侮辱罪等で、要は犯罪である可能性がありますので、誹謗中傷被害そのものについて犯罪被害者支援条例の枠組みに乗せるということの一つ申し上げたことがあり、他方で、もう一つの次元としては今申し上げたように犯罪被害者支援条例における二次被害対策、あるいは二次被害に対する支援メニューというものをこちらの誹謗中傷の問題についても、そのメニューをお借りするという形での対応も考えられるのじゃないかということでもちょっと二つ別なことを申し上げていたのですが、前者については、理屈上は名誉棄損も侮辱も犯罪ですので理屈は成り立つと思うのです。ただ現実的な犯罪被害者支援条例等のスキームってのは、殺人とか重大犯罪、誹謗中傷が重大ではないと言いませんけれども、殺人であるとかそういったものを念頭に置いておりますので、そういう意味では難しいのかなということでもむしろ二つ目の方において、もう少し施策を深掘りできたらいいなかなというふうに思いました。

ウについて特に異存はありませんが、今後の課題かなと思うので。それからもう一つ、ここにはない点ですけども、多分この場での初回にも申し上げたかと思うんですけども、やはり政治家というか首長ですとか議員の発言を契機に、誹謗中傷が起こることがですね、そういうことがあります。先般もどこかの地方議員がLGBTQに関する問題発言ということで差別を煽るような発言をしておりました、問題となっております。報道によれば、三重県の議員の議員倫理条例というのを作るということが報じられたやに聞いておりました、やはりそういう社会的な責任のあるような、この府の関係で言うと府議会議員とか知事ですとか、そういった方々において、そういう倫理条例であるとか、その申し合わせですとかそういったものでですね、然るべき責任を自覚していただくということも重要ではないかというふうに思ひまして、この場で改めて申し上げたいということです。

(伊藤委員)

まずですね、被害者間の情報共有なのですけども、いろんな情報が集まる場というのは大阪府がバックアップする形で設置した方がいいと思います。そこにいろんな情報が集まってどうやらこのアカウントは怪しいというようなことがわかるようなものを持っているということは私は必要ではないかなという気がしています。やっぱりこういうのをやっている人って同じ人が何回もいろんなところでやったりしているということもあるので、そういうものを把握していますよということが一つの圧力になっていくと思いますし、私はやっぱり大阪府は全国の中でも一歩先んじてこの問題に対して取り組んでいるというところを是非見せてほしいというところがあるので、それは私はやってもいいのではないかなというふうに個人的には思っています。あとはその体験談を共有していくということも、それはもちろんやった方がいいかなというふうに思います。

それから、犯罪者支援のところとの連携は、これももう是非やっていただいた方がいいのかなというふうに思います。先ほどの曾我部委員の話のように、確かに殺人と

かその重大な身体に障がいを負うような犯罪被害者ということなので、そこがなかなか結びつかないかなというところはあると思うのですが、本当に追い詰められると、もう死を選ぶか選ばないかみたいなどころまで行く人というのはたくさんいらっしゃると思いますので、何かそこで接点を見いだして、やはり連携していくことはできないかなというふうに思います。それから司法手続きへの補助は、是非これは私もやっていただきたいと思います。そこに対してすごく不安があって泣き寝入りをしてながらどんどんどんどん追い詰められている人も多いと思いますので、なるべくその部分は解決してあげるといふか、手助けしてあげることが必要ではないかなというふうに思います。

(事務局)

ありがとうございます。それでは最後の項目に移らせていただきます。13ページ「(5) 国への提案」でございます。これにつきましては、有識者会議での検討項目としてあげておりましたけれども、これまで具体的なご意見をいただくには至っていませんでした。ご意見をいただければと思います。「取組方向・取組例・課題等」を国と地方の役割分担を踏まえ、国に対し、人権侵害事象の解消に向けた具体的な提案を新たに行うのはどうかとし、国にしかできないものとして何点か例示を挙げておりますけれども、この国への提案につきまして、ご意見を頂戴できればと思います。

(岡田委員)

いわゆる立法論という部分で言うと、発信者情報開示に関しては非訟手続きが新たに導入されましたが、やはりまだまだちょっと不十分という部分もあるんじゃないかなと思いますし、基本的には被害者救済という観点から、被害者の方が取りうるカードっていろいろ準備していただきたいという部分っていろいろあるかなと思って、今回誹謗中傷の問題で言うと侮辱罪の刑罰、量刑の強化ですとか、あとは今回のその非訟手続きによる発信者情報開示命令制度の導入というのは、一つ評価できることだと思いますが、あとはそれがより適切に運用できるように、そういう管轄の問題ですとか、そういったところに関しても柔軟なアプローチができるようになればいいんじゃないかなと思っています。

あとはその予算的措置のところ、今、大阪府でいろいろやろうとしているところってあると思うのですが、これって誹謗中傷の問題っていうのは全国で起こっていることで、インターネット上のことっていうのは基本的に県境をまたぐといえますか、どこで行ってどこに被害者が居るかもわからないという事案ばかりですから、大阪府のいろんな取り組みっていうのを国の方に伝える中で、国の方でも積極的に相談窓口の拡充ですとかどんどん広げていただくっていうことっていうのを進めていただくというのは一番いいのではないかなと思います。

法務省のいわゆる人権擁護機関からの削除請求というところは、ここの提案の中にある義務づけとか削除基準の作成公表っていうのは、これは義務づけまではなかなか

難しいかもしれませんが、各事業者とのやりとり、いわゆる大きな事業者なんかは割と柔軟に応じているところもあるのですが、やはりなかなかうまくコミュニケーションが取れてない、いわゆるコンテンツプロバイダも多数あると聞いていますので、そことのやりとりっていうのは法務省なのか、総務省なのかはともかくとして国の方で責任を持って事業者とのコンタクトっていうのをとりながら、いわゆるこの誹謗中傷に関する問題、炎上事例に対する対応とかっていうところをうまく事業者側に責任を取ってやってもらうというところっていうのは、国の方が責任持ってやっていただきたいなというふうに思います。

(曾我部委員)

今の岡田委員とあまり変わらないのですが、ここで上がっているメニューは何て言うのですかね、誹謗中傷問題ってここ2年ぐらいで国の取り組みも大分進みまして岡田委員おっしゃったようにプロ責法も改正されましたし、侮辱罪の法定刑引き上げも実現しました。かつ、プロバイダ事業者の透明性の確保というの、法律の制定には至ってないですけども、実際上の取り組みっていうのは一定進んでいるというところなんです。人権擁護機関の削除に関して先般あの報告書が出て、削除基準の明確化に向けて取り組みが進んでいるというところで、一応ある程度施策が進んで今はその効果がどうなるかという見極め段階であるというのが全般的なステータスだと思います。そういう中でどういう要望していくのかっていうのはなかなかタイミング的に難しいところがあるかなと思うのですけれども、人権擁護機関に関して削除対応の義務付け、これは全く議論が進んでいないところですので、今の取り組みで一定前進するかどうかというところを見て削除要請の義務付けなのか、以前大阪府で提案された免責なのかわかりませんがもう少し法的な効果と結びつけるということはあるかなとは思っています。

ほぼ私が仄聞するに人権相談に関する不満というのはやはり対応が遅いと時間がかかるというところがあるとお聞きしていますので、これは法改正の問題もさることながらやっぱり人員、体制の充実というところが、要望項目としては、入りうるのかなというふうに思いました。あとプロ責法に関しては発信者情報開示の手続きは簡易化したのですが、例えば項目が限定されているとか、あるいは一対一メッセージには適用されないとか、そういったところがまだ課題として残っているので、入れるのであればそういった点も入れていただいてもいいのかなというふうに思いました。

(事務局)

ありがとうございます。今の体制の充実といいますのは、例えば法務省の人権擁護機関の職員数とかそういったようなイメージでしょうか。

(曾我部委員)

はい、人とお金です。あとは啓発ですね、今件数も伸びているのですが、かなり

氷山の一角ですので、やはり広報も不足していると思いますので、それも含めて体制の充実というところです。

(岡田委員)

すみません、曾我部委員のおっしゃっていたことで思い出しました。プロ責法の範疇というのは基本的には、一対一の電子メールでの誹謗中傷とかですねそういったものは含まないです。その辺のところでは被害が出る場合もあります。掲載するすべがないという問題がありますので、その点については確かに改正が必要だと思いますのでその部分についても強くプッシュしていただければと思います。

(若林委員)

もう既に委員の先生方からご意見いただいて特に異論はなく賛成なのですが、以前の大阪府のところでも、法務省の人権擁護機関から削除要請が行われた場合に、それは削除しても、不法行為責任が後で追及されないというような形の免責をプロ責法に置くべきじゃないかという提案がありましたが、実際その後法務省の人権擁護機関からかなりの数の削除がやっぱり判断されていても、削除件数がかなり低いというところもありますので、そういうところを考えると義務づけまでやっぱり要望する必要があるのかどうか、検討する必要があるのかもしれない。その意味でも、人権擁護機関を法務省に置くのが適切なのか、やはり独立した機関として置いて体制も資金もしっかりと整えていただくことの方がより適切ではないかと思います。今回のことでどこまでそれをあわせて要望していただけるかというところはあるのですが。

(伊藤委員)

私も他の委員の先生方と基本的には全く同じです。やっぱり実際に削除するとか行為に及んでくださるのは、プロバイダの方々なので、プロバイダに対してしっかりと国としてこうだという統一のものを作ってもらいたいと、人権擁護団体から削除要請があったものに関しては、それはやっぱり速やかに応じていただくということを私はお願いしたいなというふうに思います。先ほどターゲティング広告の話も出ていたのですが、基本的にはプロバイダ上でそういう差別的なものが出てきたときにはプロバイダの責任として自動的に削除されるというようなものを作るべきではないかなというふうにも思うので、そのあたりプロバイダに対してしっかりと法整備を進めてもらいたいという気がします。

(曾我部委員)

今若林委員のお話を聞いて思い出したのですが、人権擁護局の削除要請に削除を義務づけるという話なのですが、先ほども私お話ししましたが、以前は免責について提言を、これ大阪府さんがされたのですよね、今回義務づけになっているのはどういった理由なのかっていうこととの関係で、やはり行政機関が削除要請したことについて

削除を義務付けられるって言うのはかなり表現の自由との関係で、おそらく最高裁の検閲の定義にはあたらないとは思いますが。やはり削除義務を課すのはやっぱり裁判所の命令であるべきだというのが基本的な考え方だと思うので、若林委員おっしゃるように、現状ですと削除実績が必ずしも芳しくないというのがある種、立法事実にはなると思うのですけれども。ただ一足飛びに義務付けということになると検閲まがいであるという批判も出てくると思いますので、そういう意味では免責というのはなかなか絶妙な、そういう意味では以前の提言を維持するというのも考えられるかなと思います。ご質問としては今回一歩進んで免責ではなくて、義務づけになった理由っていうのがあれば教えていただきたいなと思います。

(事務局)

あくまで例示でございますので必ずしも、こういったものはどうかということでお聞きする内容でございます。あえて義務付けとさせていただいたのは、免責の場合はプロバイダの自主的な取組みを後押しするような、イメージですけれども、一歩進んでなかなか自主的にやっていただけるようには今見えてないので、さらにもう一歩進んだような取組みというのをお願いすることというのは、適切なことなのかどうかというご意見をお伺いしたいなと思った次第です。

(曾我部委員)

はい、それはそうなのですが、ただ先ほどのような問題もありますので義務づけという形で要望するのか提言するのか、免責という形でやるのか、というのはご検討いただければと思います。

(若林委員)

義務づけまで要望するのであれば、やはり人権擁護機関自体を法務省から独立させるということがセットで要望されるべきではないかと思います。以前の大阪府の会議もそれを前提としつつ、しかし、それが直ちに実現できないのであれば、まずは、プロ責法のところで免責をすることで、事業者に削除をやりやすくさせようという趣旨であったと理解しています。

(事務局)

ありがとうございました。それでは限られた時間でもありますので、会議終了後でも、もしお気づきの点などありましたら、メール等でご意見をいただければと思っております。冒頭申し上げましたように、本日いただいたご意見を踏まえまして、事務局において最終とりまとめの素案を作成いたしまして、次回の会議でご議論をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。本日ご意見いただく事項につきましては、以上のとおりです。

— 上 —